

# 神河町空き家・空き土地バンク制度

町内にある空き家・空き土地情報を登録し、移住定住や地域の活性化を促進させるための制度です。所有者からお申込みいただいた物件情報を町のホームページ・相談窓口を通じて紹介します。  
**※物件の現地案内・契約等は町と協定を結んでいる不動産業者が行います。**  
**(成約時には所定の仲介手数料がかかります。詳しくは担当する不動産業者にご確認ください。)**

## 【 空き家バンクに物件を登録したい方（所有者） 】

### ■ 物件登録の申込み

賃貸・売買する物件の登録を希望される方は、下記様式に必要事項を記載のうえ、提出してください。

- ①神河町空き家・空き土地バンク提供者登録書
- ②空き家・空き土地バンクの登録確認書

※様式は神河町ホームページからダウンロードできます。

### ■ 物件の確認・調査

お申込みを受けたあと、町担当者が確認・調査を行います。

※数週間～1ヶ月程度かかる場合もあります。

### ■ 物件の登録・情報提供

確認・調査後に正式にバンク登録し、町ホームページ及び相談窓口で情報提供を開始します。

## 【 空き家を利用したい方（賃貸・購入希望者） 】

### ■ 利用登録の申込み

空き家を利用（賃貸・購入）を希望される方は、下記様式に必要事項を記載のうえ、提出してください。

- ①神河町空き家・空き土地・空き店舗・空き工場バンク利用者登録書

※様式は神河町ホームページからダウンロードできます。

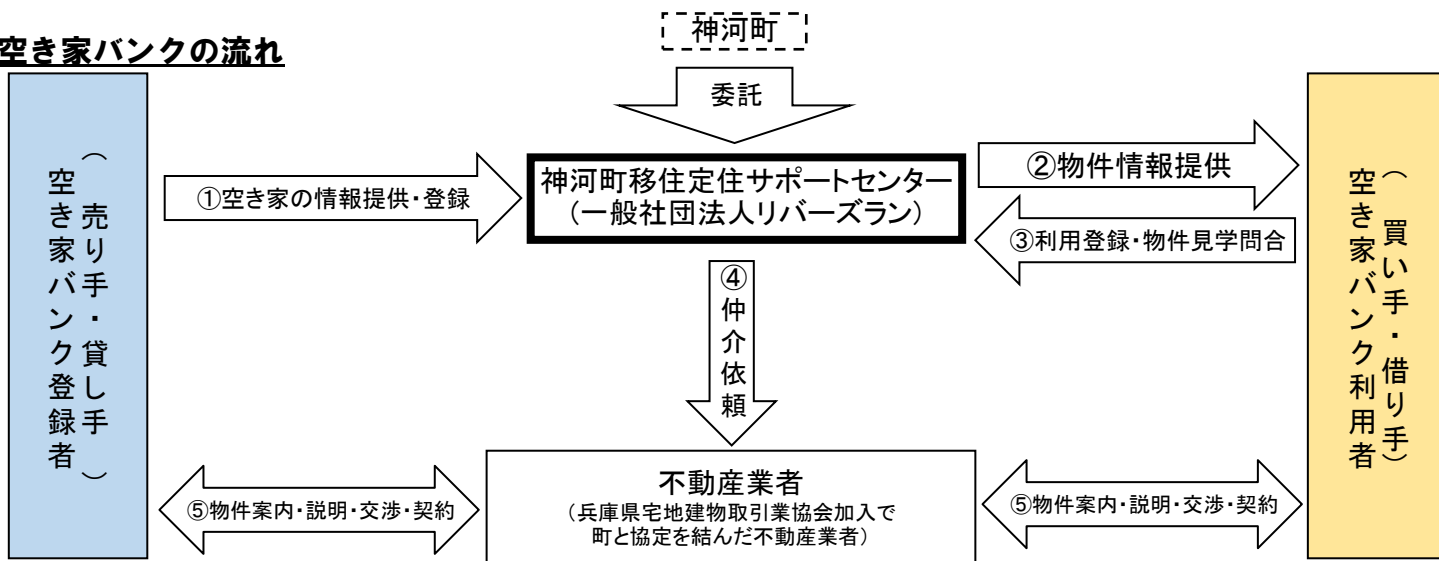
## 【 物件案内・契約交渉について 】

### ■ 物件案内・契約交渉

町は情報提供のみで、物件案内・契約交渉には一切関与しません。

町と協定を結んでいる不動産業者を紹介いたしますので、現地案内や契約交渉の対応について不動産業者とご相談して頂きます。(成約時には所定の仲介手数料がかかります)

## 空き家バンクの流れ



## 【 利用前に必ずご確認ください 】

※物件の状態・内容によっては空き家バンクへの登録をご遠慮する場合があります。ご了承ください。

※主に提供された情報・聞き取りによる情報を掲載しています。実際と異なることがありますので現地案内や不動産業者を通してご確認ください。

※空き家バンク制度は、不動産取引にかかるような行為ではありません。あくまで、物件を紹介することを目的としており、町は所有者、利用者、不動産業者等の間で起きた問題については、一切責任を負いません。

※当日、相談へお越しいただいても物件の現地案内はできかねます。現地案内をご希望の方は空き家バンクにご登録の上、町と協定を結んでいる不動産業者と日程調整をお願いします。

### ● お問い合わせ

神河町移住定住サポートセンター(一般社団法人 リバーズラン)

TEL:0790-33-9500

FAX:0790-33-9488

Eメール:singlemotherkamikawa@circus.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.town.kamikawa.hyogo.jp>

かみかわ 田舎暮らし

